令和5・6年度 県営建設工事競争入札参加資格者名簿に 新たに登録される方の「ICカード」利用者登録についてのご案内

1 岩手県では、県営建設工事の入札は、岩手県電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により行っており、入札に参加するためには、電子入札システムにおいて事前に「ICカード」の利用者登録を行っていただく必要があります。

登録方法は、<u>「岩手県電子入札システム操作マニュアル」</u>(以下「操作マニュアル」という。)を御参照願います。

- 2 令和5・6年度 県営建設工事競争入札参加資格者名簿に新たに登録される方*で、既に電子入札システム用「ICカード」を取得している方は、令和5年5月31日(水)から利用者登録を行うことができます。
 - ※ 令和3・4年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登録され、「ICカード」 の利用登録が済んでいる方を除きます。
- 3 令和5年5月31日(水)に「ICカード」の利用者登録を行った場合は、令和5年6月1日(木)から電子入札システムを利用することができます(システム上、利用者登録を行った当日は、電子入札システムを利用することができません。)。
- 4 「ICカード」は、<u>電子入札システム対応認証局</u>において有償で交付しています。まだ「ICカード」を取得していない方は、速やかに認証局へ御相談願います。交付(取得)までの所要日数は、申込みから $3\sim 4$ 週間程度です。
 - ※ なお、所要日数はあくまでも目安ですので、取得までの日数に余裕を持って申込 み願います。
- 5 電子入札システムを利用するためのパソコンやその通信環境等は、操作マニュアルを 参考に正しく設定してください。正しく設定されない場合は、電子入札システムが正常 に動作しないことがありますので留意願います。
- 6 電子入札システムの操作方法等は、「操作マニュアル」を御参照願います。